

維新の党 独自案

1. 領域警備法案
2. 国際平和協力支援法案
3. 平和安全整備法案

「日米同盟を基軸に、国民の生命・領土を徹底的に守る！」

～維新の党・安保法制「独自案」の基本的考え方～

① 「自国防衛のための自衛権行使」、「専守防衛」を徹底

- ・ 日米連携を基礎とした「武力攻撃危機事態」を設け、抑止力と対処能力を充実
- ・ 「存立危機事態」に基づく集団的自衛権行使は認めない
- ・ 「領域警備法」を制定して、わが国の領土・領空・領海を徹底的に守る

②日米安保を基軸に東アジアの平和と安全に責任を持つ

- ・ 現行の周辺事態法を維持し、安保条約に基づく日米連携を強化、自衛隊を地球の裏側まで派遣させない

③国連を中心とした国際的な人道復興支援を積極推進

- ・ 国際平和協力支援活動を機動的に行うための一般法を制定、但し、従来のテロ特措法等の法理を遵守

④海外派兵は認めず、武力行使の一体化も回避

- ・ 武器弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は禁止
- ・ 武器等防護は事実上の集団的自衛権行使の端緒となるので認められない

⑤自衛隊の派遣承認手続きを実質化し「シビリアンコントロール」を強化

- ・ 防衛出動の要件を審査する専門委員会を設置し、自衛隊の出動及び派遣後の撤退勧告手続きを創設

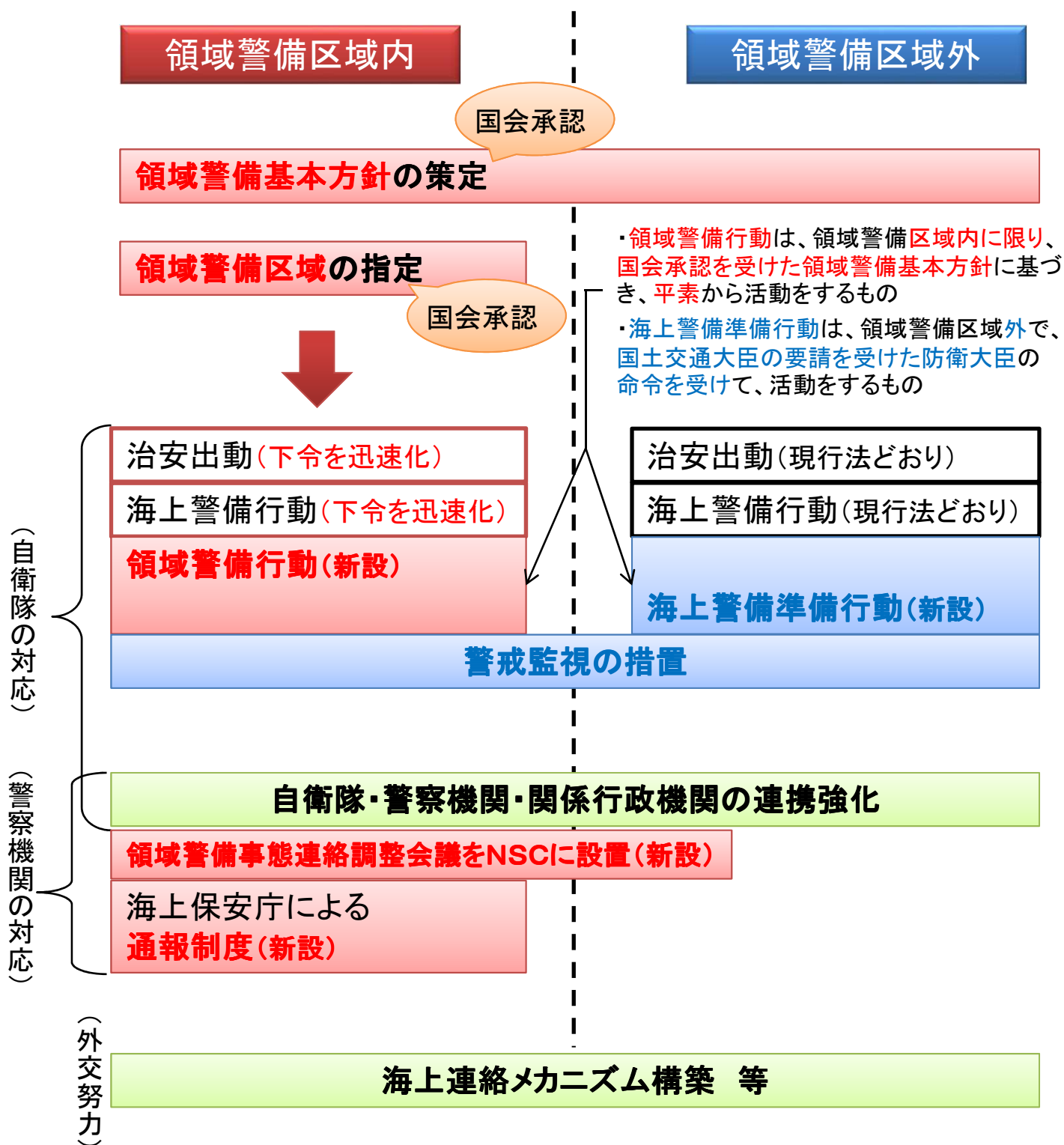
自衛権行使に係る 維新案と政府案の要件の対比

	武力攻撃危機事態	存立危機事態
第一要件	条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、
第二要件	これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態	これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

領域等の警備に関する法律案【通称:領域警備法案】の概要

【目的】警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資すること。

【基本原則】①領海・離島の警備は警察機関による対処を原則とし、②領空の警備は自衛隊による対処を原則とし、③警察機関、自衛隊その他の関係行政機関の連携を強化し、④事態の緊迫を回避し、⑤国際法を遵守すること。



領域等の警備に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 基本原則

一 領海等及び離島等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもつて行うことを基本とし、警察機関をもつては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとする。

二 領空における公共の秩序の維持のための活動は、自衛隊をもつて行うことを基本とすること。

三 警察機関、自衛隊その他の関係行政機関は、領域等における公共の秩序の維持に関し、必要かつ十分な体制を維持しつつ、正確な情報を共有する等相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

い)。

四 この法律の施行に当たっては、関係行政機関の活動により事態が更に緊迫することのないよう留意するとともに、この法律に基づき実施する措置は、対処することが必要な行為に対して均衡のとれた対抗措置として認められる範囲内において行われなければならないこと。

五 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならないこと。
(第三条関係)

第三 領域警備基本方針及び対処要領

一 政府は、五年を一期として、領域等の警備に関する基本的な方針(以下「領域警備基本方針」という。)を定めるものとし、領域警備基本方針には、警察機関の能力強化のための基本的な事項、領域警備区域で実施する活動に関する事項その他の領域等の警備に関する事項について定めるものとする。

二 内閣総理大臣は、領域警備基本方針につき、原則として国会の事前の承認を得なければならないこと。

三 内閣総理大臣は、領域警備基本方針を変更する場合には、原則として国会に報告しなければならないこととし、当該変更が領域警備区域で実施する活動に関する重要な変更であるときに限り、国会の事後

の承認を得なければならないこと。

四 国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会は、領域警備基本方針に基づき、第四の領域警備区域ごとに、領海等及び離島等において公共の秩序を維持するための行動準則について定めた対処要領を定め、内閣総理大臣の承認を得なければならないこと。
(第四条及び第六条関係)

第四 領域警備区域

一 内閣総理大臣は、領海等及び離島等のうち、武装していることが疑われる者による不法行為が行われる場合その他やむを得ず実力の行使を伴う対処が必要になり得る場合において警察機関の配置の状況、本土からの距離その他の事情により適切な対処に支障を生ずる高い蓋然性があると思料される区域を、五年以内の期間を定めて、告示をもって領域警備区域として指定することができること。

二 内閣総理大臣は、一の指定に当たっては、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会の間で協議をさせなければならないこと。

三 内閣総理大臣は、領域警備区域の指定の告示につき、国会の事後の承認を得なければならないこと。

(第五条関係)

第五 領域警備行動

一 防衛大臣は、領域警備区域における公共の秩序を維持するため、自衛隊の部隊に対し、第三の四の対処要領に基づき、情報の収集、不法行為の発生の予防及び不法行為への対処その他の必要な措置を講じさせることができること。

二 領域警備に従事する自衛官は、警察官職務執行法及び海上保安庁法に規定する所定の権限を行使することができること。
(第七条関係)

第六 治安出動等の手続の特例

内閣総理大臣が領域警備区域について治安出動を命ずる場合及び防衛大臣が命ずる海上警備行動を承認する場合においては、個別に閣議の決定を求めることを要しないこと。
(第十条関係)

第七 船舶の航行に関する通報等

一 通報制度

海上保安庁長官は、領域警備区域（我が国の内水又は領海である区域に限る。）における公共の秩序を維持し船舶の衝突の防止を図るため特に必要があると認めるときは、告示により、当該領域警備区域

の特定の海域に関し範囲及び期間を定めて、当該特定の海域を航行しようとする船舶（軍艦及び政府公船を除く。以下同じ。）の船長等が、事前に当該船舶の名称、船籍港、船長等の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととすることができること。

（第十一条関係）

二 立入検査

海上保安庁長官は、一の告示に定めた海域及び期間において船舶交通の安全を妨げるような航行を行っているものと認められる船舶がある場合において、船舶交通の安全を図るため特に必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができること。

（第十二条関係）

三 罰則

一の通報をせず若しくは虚偽の通報をした者又は二の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処すること。

（第十四条関係）

第八 適切な連絡体制の構築等

政府は、船舶及び航空機の偶発的な衝突等の不測の事態の発生を防止するため、各国政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局、海上における公共の秩序の維持に関する職務を行う当局その他の関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、安全保障の分野における信頼関係の強化及び交流の推進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第十三条関係）

第九 海上における警備準備行動

一 行動

防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、領域警備区域を除く海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（二において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができること。

二 権限

1 海上保安庁法の立入検査その他の所要の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、海上に

における警備準備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用すること。

2 海上における警備準備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができると。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

（附則第二条関係）

第十 領域警備事態連絡調整会議

国家安全保障会議設置法を改正し、国家安全保障会議の下に、関係機関の情報の共有及び連携協力を図るため、領域警備事態連絡調整会議を置くこと。

（附則第三条関係）

第十一 施行期日その他

- 一 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。 （附則第一条関係）
- 二 定義規定その他所要の規定を設けること。

領域等の警備に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 領海等 我が国の領海及びその周辺の政令で定める海域をいう。
- 二 離島等 国境周辺の離島その他の政令で定める陸域をいう。
- 三 領空 我が国の領域の上空をいう。
- 四 領域等 領海等及び離島等並びに領空をいう。
- 五 警察機関 警察及び海上保安庁をいう。

六 領域警備区域 第五条第一項の規定により指定された区域をいう。

(基本原則)

第三条 領海等及び離島等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもって行うことを基本とし、警察機関をもつては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとする。

2 領空における公共の秩序の維持のための活動は、自衛隊をもって行うことを基本とする。

3 警察機関、自衛隊その他の関係行政機関は、領域等における公共の秩序の維持に関し、必要かつ十分な体制を維持しつつ、正確な情報を共有する等相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

4 この法律の施行に当たっては、関係行政機関の活動により事態が更に緊迫することのないよう留意するとともに、この法律に基づき実施する措置は、対処することが必要な行為に対して均衡のとれた対抗措置として相当と認められる範囲内において行われなければならない。

5 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(領域警備基本方針)

第四条 政府は、五年を一期として、領域等の警備に関する基本的な方針（以下「領域警備基本方針」という。）を定めるものとする。

2 領域警備基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 領域等の警備に関する基本的な事項

二 警察機関の能力強化のための基本的な事項

三 警察機関、自衛隊その他領海等及び離島等における公共の秩序の維持に当たる関係機関の連携に関する基本的な事項

四 領域警備区域に関する通則的事項

イ 領域警備区域において実施する活動の基本となる事項

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条第一項及び第八十一条第二項に規定する行動（以下「治安出動」という。）並びに同法第八十二条に規定する行動（以下「海上警備行動」という。）の手続に関する事項

五 領域警備区域ごとに実施する活動で前号イのほかに実施するものがある場合は、その旨

六 自衛隊法第八十四条に規定する措置に関する事項

3 内閣総理大臣は、領域警備基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、領域警備基本方針に定められた部隊等（自衛隊法第八条の部隊等をいう。）が実施する第二項第四号又は第五号に係る活動の実施前に、当該領域警備基本方針につき、国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、直ちに、領域警備基本方針を公示してその周知を図らなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づく領域警備基本方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

7 第四項ただし書の規定に基づく場合において不承認の議決があつたときは、領域警備区域に係る自衛隊の行動（第七条第一項の措置並びに第十条の適用を受けて行われる治安出動及び海上警備行動に限る。）

は、速やかに、終了されなければならない。

8 第三項、第五項及び第六項の規定は、領域警備基本方針の変更について準用する。

9 前項に規定するほか、内閣総理大臣は、領域警備基本方針を変更する場合には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 第二項第五号において第四号イのほかに活動を実施する旨を定めるものである場合 当該変更の日から二十日以内に国会に付議して、当該変更につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

二 前号に規定する場合以外の場合 当該変更につき、速やかに、国会に報告しなければならない。

・ 第七項の規定は、前項第一号の場合において不承認の議決があったときについて準用する。この場合において、第七項中「第七条第一項」とあるのは、「変更後の第二項第五号に係る第七条第一項」と読み替えるものとする。

(領域警備区域)

第五条 内閣総理大臣は、領海等及び離島等のうち、武装していることが疑われる者による不法行為が行われる場合その他やむを得ず実力の行使を伴う対処が必要になり得る場合において警察機関の配置の状況、本土からの距離その他の事情により適切な対処に支障を生ずる高い蓋然性があると思料される区域を、五年以内の期間を定めて、告示をもって領域警備区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の指定に当たっては、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会の間で協議をさせなければならない。

3 領域警備区域の指定は、第一項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

4 内閣総理大臣が第一項の規定によりした告示については、当該告示の日から二十日以内に国会に付議して、当該告示につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定に基づく告示の承認があったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

6 第四項の場合において、不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向かつてその効力を失う。

7 内閣総理大臣は、領域警備区域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、告示をもつて当該指定を解除しなければならない。

8 前条第七項の規定は、第六項の規定による不承認の議決又は前項の規定による指定の解除があつた場合について準用する。

(対処要領)

第六条 国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会は、領域警備基本方針に基づき、領域警備区域ごとに、領海等及び離島等において公共の秩序を維持するための行動準則について定めた対処要領を定め、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、同項の対処要領の変更があつた場合について準用する。

(領域警備行動)

第七条 防衛大臣は、領域警備区域における公共の秩序を維持するため、自衛隊の部隊に対し、前条第一項に規定する対処要領に基づき、情報の収集、不法行為の発生予防及び不法行為への対処その他の必要な

措置を講じさせることができる。

2 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第二条、第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、前項の規定による措置の職務に従事する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

3 警察官職務執行法第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による措置の職務に従事する自衛官の職務の執行について準用する。

4 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第一項の規定による措置の職務に従事する海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

5 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第三項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

（領空侵犯に対する措置）

第八条 防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法

令の規定に違反して領空に侵入したときは、これに対処するため、自衛隊法の定めるところにより、自衛隊の部隊に必要な措置を講じさせることができる。

（警戒監視の措置）

第九条 防衛大臣は、領域等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。

（治安出動等の手続の特例）

第十条 内閣総理大臣が領域警備区域について自衛隊法及び領域警備基本方針の定めるところにより治安出動を命ずる場合においては、その命令は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第四条第一項の規定による閣議の決定に基づくものとみなす。

2 内閣総理大臣が領域警備区域について自衛隊法及び領域警備基本方針の定めるところにより防衛大臣が命ずる海上警備行動を承認する場合においては、その承認は、内閣法第四条第一項の規定による閣議の決定に基づくものとみなす。

（船舶の航行に関する通報）

第十一条 海上保安庁長官は、領域警備区域（我が国の内水又は領海である区域に限る。）における公共の秩序を維持し船舶の衝突の防止を図るため特に必要があると認めるときは、告示により、当該領域警備区域の特定の海域に関し範囲及び期間を定めて、当該特定の海域を航行しようとする船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の船長等（船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。以下この条において同じ。）が、事前に当該船舶の名称、船籍港、船長等の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととすることができる。

2 前項の規定により船舶の船長等がしなければならない通報は、当該船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。

（船舶に対する立入検査）

第十二条 海上保安庁長官は、前条第一項の告示に定めた海域及び期間において船舶交通の安全を妨げるような航行を行っていると思われる船舶がある場合において、船舶交通の安全を図るため特に必要がある

と認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする海上保安官は、制服を着用し、又はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(適切な連絡体制の構築等)

第十三条 政府は、船舶及び航空機の偶発的な衝突等の不測の事態の発生を防止するため、各国政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局、海上における公共の秩序の維持に関する職務を行う当局その他の関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、安全保障の分野における信頼関係の強化及び交流の推進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

二 第十一条第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者

三 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第八十二条の二の次に次の一条を加える。

（海上における警備準備行動）

第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第五条第一項の規定により指定された領域警備区域を除く海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊等に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。

第八十四条の四の次に次の二条を加える。

（領域警備行動）

第八十四条の四の二 防衛大臣は、第三条第一項に規定する公共の秩序の維持に係る活動として、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に必要な措置を講じさせることができる。

(警戒監視の措置)

第八十四条の四の三 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

第九十三条の二の次に次の一条を加える。

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三条の二の二 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七条第一項及び第十八条の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七

条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十四条の六の次に次の一条を加える。

（領域警備行動の際の権限）

第九十四条の六の二 第八十四条の四の二に規定する措置の職務に従事する自衛官は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

第三条 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（領域警備事態連絡調整会議）

第九条の二 会議に、公共の秩序の維持に当たる関係機関が領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第四条第一項の領域警備基本方針の定めるところにより、情報を共有しつつ、相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。

理由

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 領域等の警備に関する法律案 新旧対照表

● 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行（自衛隊法等の一部を改正する法律による改正後）
（海賊対処行動）		（海賊対処行動）
第八十二条の二（略）		第八十二条の二（略）
（海上における警備準備行動）		（新設）
第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第五条第一項の規定により指定された領域警備区域を除く海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。		
2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊等に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。		
（在外邦人等の保護措置） 第八十四条の三（略） 2 5 （略）		（在外邦人等の保護措置） 第八十四条の三（略） 2 5 （略）

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の四 (略)

2・3 (略)

(領域警備行動)

第八十四条の四の二 防衛大臣は、第三条第一項に規定する公共の秩序の維持に係る活動として、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に必要な措置を講じさせることができる。

(警戒監視の措置)

第八十四条の四の三 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

(海賊対処行動時の権限)

第九十三条の二 (略)

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三条の二の二 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七条第一項及び第十八条の規定は、海上保安官がその場に行かない場合に限り、第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(海賊対処行動時の権限)

第九十三条の二 (略)

(新設)

2| 第八十二条の二の二の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 (略)

2・3 (略)

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の六 (略)

(領域警備行動の際の権限)

第九十四条の六の二 第八十四条の四の二に規定する措置の職務に従事する自衛官は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 (略)

2・3 (略)

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の六 (略)

(新設)

● 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事態対処専門委員会） 第九条 （略） 2ゝ5 （略） （領域警備事態連絡調整会議） 第九条の二 会議に、公共の秩序の維持に当たる関係機関が領域等の警備に関する法律（平成二十七年法律第 号）第四条第一項の領域警備基本方針の定めるところにより、情報を共有しつつ、相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。	（事態対処専門委員会） 第九条 （略） 2ゝ5 （略） （新設）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案【通称：国際平和協力支援法案】の概要

【目的】「国際平和共同対処事態」に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

【基本原則】人道復興支援活動・協力支援活動・搜索救助活動について、①適切かつ迅速な実施、②武力行使に当たらない活動をすること、③活動区域の限定、④内閣総理大臣の指揮監督、⑤関係行政機関の長による協力を基本原則とする。

※ 「国際平和共同対処事態」…国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

4つの歯止め

- ① 国連の授權決議がある場合のみ派遣を容認
→ いわゆる「関連決議」に基づく派遣は容認せず。
- ② 「非戦闘地域」概念を維持
→ 戦闘現場以外なら活動できるような仕組みとはしない。
- ③ 「武力行使の一体化」による制約は現行法制どおり維持
→ 武器弾薬の提供、戦闘発進準備中の航空機への給油等は禁止。
- ④ 個別の活動でなく計画そのものを国会承認の対象に
→ シビリアン・コントロールを強化。

旧イラク特措法の人道復興支援活動を一般法化

→ 旧イラク特措法のように、「非戦闘地域」における人道復興支援活動のために要員派遣を可能にする一般法を制定。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 基本原則

一 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく人道復興支援活動又は協力支援活動若しくは搜索救助活動（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

（第二条第一項関係）

二 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならないものとする。

(第二条第二項関係)

三 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる1及び2の地域において実施するものとする。

(第二条第三項関係)

1 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限る。）

2 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空

四 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四の一に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

(第二条第四項関係)

五 関係行政機関の長は、第一の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとする。

(第二条第五項関係)

第三 定義等

一 この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(第三条第一項関係)

1 人道復興支援活動 国際社会の平和及び安全を脅かす事態において、国家の自主的な再建を図る国（一及び二において「自主再建国」という。）の国民に対する人道上の支援又は当該自主再建国の復興の支援に関し、国際連合加盟国の取組を求める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該決議に基づき、人道的精神に基づいて当該事態によって被害を受け若しくは受けるおそれがある当該自主再建国の住民その他の者（二において「被災民」という。）を救援し若しくは当該事態によって生じた被害を復旧するため、又は当該自主再建国の復興を支援するために我が国が実施する措置（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号に規定する国際平和協力業務を除く。）をいうこと。

2 協力支援活動 諸外国の軍隊等（国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議（国際連合加盟国が当該事態に対処するための活動を行うことを決定し、要

請し、勧告し、又は認めるものに限る。）が存在する場合において、当該決議に基づき、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動又は同条第二号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊を除く。）をいう。以下同じ。）に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいうこと。

3 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいうこと。

二 人道復興支援活動として実施される業務は、1から5までに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とすること。
(第三条第二項関係)

1 医療

2 被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布又は被災民

の収容施設の設置

3 被災民の生活若しくは自主再建国の復興を支援する上で必要な施設若しくは設備の復旧若しくは整備又は一の1に規定する事態によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧

4 行政事務に関する助言又は指導

5 1から4までに掲げるもののほか、人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは一の1に規定する事態によって生じた被害を復旧するため、又は自主再建国の復興を支援するために我が国が実施する輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

三 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（四に規定するものを除く。）は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務並びに建設とすること。なお、協力支援活動は、1から3までの制約を受けるものとする。 （第三条第三項関係）

1 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。

2 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

- 3 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。
- 四 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、宿泊並びに消毒とすること。なお、搜索救助活動の実施に伴う協力支援活動は、三の1から3までの制約を受けるものとする。

（第三条第四項関係）

第四 基本計画

- 一 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならないものとする。

（第四条第一項関係）

- 二 基本計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

（第四条第二項関係）

- 1 国際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項

(一) 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

(二) 国際社会の取組の状況

(三) 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

2 1に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

3 第三の二の人道復興支援活動、第三の三の協力支援活動及び第三の四の搜索救助活動を実施する場合におけるこれらの活動に係る基本的事項、当該活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項その他これらの活動の実施に関する重要事項

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

三 対応措置を外国の領域で実施する場合には、人道復興支援活動にあつては当該外国（第二の三の1に規定する機関がある場合にあつては、当該機関。以下三において同じ。）等と協議し、協力支援活動又は搜索救助活動にあつては当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

（第四条第三項関係）

四 基本計画の変更については、一及び三と同様とすること。

（第四条第四項関係）

第五 国会の承認

一 内閣総理大臣は、第四の一の規定により基本計画（人道復興支援活動のみに係るものにあつては、自衛隊が実施するものが定められたものに限る。以下第五において同じ。）の決定があつたときは、当該基本計画に定める対応措置の実施前に、当該基本計画について国会の承認を得なければならないものとする。

（第五条第一項関係）

二 基本計画の変更については、一と同様とすること。

（第五条第二項関係）

三 内閣総理大臣は、対応措置について、一の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画に定める対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに行つた対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないものとする。

（第五条第三項関係）

四 政府は、三の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該基本計画に定める対応措置

を終了させなければならないものとする。

(第五条第四項関係)

五 国会の承認を得て基本計画に定める対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合については、三及び四と同様とすること。

(第五条第五項関係)

第六 国会への報告

内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。

(第六条関係)

第七 本府による人道復興支援活動の実施

一 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三の二の人道復興支援活動として実施される業務としての物品の提供を実施するものとする。

(第七条第一項関係)

二 内閣総理大臣は、基本計画に従い、第三の二の人道復興支援活動として実施される業務としての役務の提供を実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、人道復興支援職員（一般職に属する国家公務員のうち第三の二の人道復興支援活動に従事する内閣府本府（以下「本府」という。）の職員をいう。以下同じ。）にその実施を命ずるものとする。

(第七条第二項関係)

第八 自衛隊による人道復興支援活動の実施

一 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三の二の人道復興支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする事。 (第八条第一項関係)

二 防衛大臣は、基本計画に従い、第三の二の人道復興支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする事。 (第八条第二項関係)

三 防衛大臣は、二の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう第三の二の人道復興支援活動を実施する区域（以下第八において「実施区域」という。）を指定するものとする事。 (第八条第三項関係)

四 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三の二の人道復興支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならないものとする事。 (第八条第四項関係)

五 第三の二の人道復興支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該人道復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該人道復興支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、四の規定による措置を待つものとする。

(第八条第五項関係)

六 二の実施要項の変更（四の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）については、二と同様とすること。

(第八条第九項関係)

第九 協力支援活動の実施

一 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三の三の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

(第九条第一項関係)

二 防衛大臣は、基本計画に従い、第三の三の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものと

すること。

（第九条第二項関係）

三 防衛大臣は、二の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう、に当該協力支援活動を実施する区域（以下第九において「実施区域」という。）を指定するものとする。

（第九条第三項関係）

四 実施区域の指定の変更及び活動の中断については、第八の四と同様とすること。（第九条第四項関係）

五 協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、四の規定による措置を待つのとするのは、第八の五と同様とすること。

（第九条第五項関係）

六 二の実施要項の変更（四の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）については、二と同様とすること。

（第九条第六項関係）

第十 搜索救助活動の実施等

一 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

（第十条第一項関係）

二 防衛大臣は、一の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自

衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域

(以下第十において「実施区域」という。)を指定するものとする。

(第十条第二項関係)

三 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

(第十条第三項関係)

四 実施区域の指定の変更及び活動の中断については、第八の四と同様とすること。(第十条第四項関係)

五 搜索救助活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、四の規定による措置を待つものとするのは、第八の五と同様とすること。

(第十条第五項関係)

六 一の実施要項の変更(四の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)については、一と同様とすること。

(第十条第六項関係)

七 搜索救助活動の実施に伴う第三の四の協力支援活動については、第九と同様とすること。

(第十条第七項関係)

第十一 安全の確保等

内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めると

ともに、人道復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないものとする。

（第十一条関係）

第十二 関係行政機関の協力

一 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができるものとする。

（第十五条第一項関係）

二 関係行政機関の長は、一の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、一の協力を行うものとする。

（第十五条第二項関係）

第十三 武器の使用

一 第八の二の規定により人道復興支援活動としての自衛隊の役務の提供を命ぜられ、第九の二若しくは第十の七の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第十の一の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。五において同じ。）若しくはその職

務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとする。

（第十六条第一項関係）

二 一の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならないものとする。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでないものとする。

（第十六条第二項関係）

三 一の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が一及び四の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

（第十六条第三項関係）

四 一の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

（第十六条第四項関係）

五 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第八の二により人道復興支援活動としての自衛隊の役務の提供

を命ぜられ、第九の二若しくは第十の七の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第十の一の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しないものとする事。

（第十六条第五項関係）

第十四 物品の譲渡及び無償貸付け

内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、人道復興支援活動又は協力支援活動の実施に当たって、本府又は自衛隊に属する物品（武器を除く。）につき、国際連合等又は諸外国の軍隊等からこれらの活動（以下「国際共同活動」という。）の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該国際共同活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等又は諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができるものとする事。

（第十七条関係）

第十五 国以外の者による協力等

一 内閣総理大臣及び防衛大臣は、第四から第十三までの規定による措置のみによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することが出来るものとする。

（第十八条第一項関係）

二 政府は、一の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（第十八条第二項関係）

第十六 請求権の放棄

政府は、自衛隊が対応措置を実施するに際して、国際連合等又は諸外国の軍隊等の属する外国から、当該国際連合等若しくは当該諸外国の軍隊等の行う国際共同活動又は対応措置に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、当該国際共同活動に起因する損害についての当該国際連合等又は当該外国及びこれらの要員に対する我が国の請求権を放棄する

ことを約することができるものとする。

（第十九条関係）

第十七 附則

一 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めること。

（附則第二項関係）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 対応措置等（第四条―第十六条）

第三章 雑則（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確

保に資することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく人道復興支援活動又は協力支援活動若しくは搜索救助活動（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限る。）

二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空

4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとする。

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人道復興支援活動 国際社会の平和及び安全を脅かす事態において、国家の自主的な再建を図る国（以下この条において「自主再建国」という。）の国民に対する人道上の支援又は当該自主再建国の復興の支援に関し、国際連合加盟国の取組を求める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該決議に基づき、人道的精神に基づいて当該事態によって被害を受け若しくは受けるおそれがある当該自主再建国の住民その他の者（次項において「被災民」という。）を救援し若しくは当該事態によって生じた被害を復旧するため、又は当該自主再建国の復興を支援するために我が国が実施する措置（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号

に規定する国際平和協力業務を除く。）をいう。

二 協力支援活動 諸外国の軍隊等（国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議（国際連合加盟国が当該事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認めるものに限る。）が存在する場合において、当該決議に基づき、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動又は同条第二号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊を除く。）をいう。以下同じ。）に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

五 人道復興関係国際機関 国際連合難民高等弁務官事務所その他国際連合の総会若しくは安全保障理事会によつて設立された機関若しくは国際連合の専門機関又は我が国が締結した条約その他の国際約束により設立された国際機関であつて人道復興支援活動に関するものとして政令で定める国際機関をいう。

2 人道復興支援活動として実施される業務は、次に掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

一 医療

二 被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布又は被災民の収容施設の設置

三 被災民の生活若しくは自主再建国の復興を支援する上で必要な施設若しくは設備の復旧若しくは整備
又は前項第一号に規定する事態によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧

四 行政事務に関する助言又は指導

五 前各号に掲げるもののほか、人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは前項第一号に規定する事態によって生じた被害を復旧するため、又は自主再建国の復興を支援するために我が国が実施する輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

3 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

4 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

第二章 対応措置等

（基本計画）

第四条 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要である

と認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項
- イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響
- ロ 国際社会の取組の状況
- ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由
- ニ 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針
- 三 人道復興支援活動を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該人道復興支援活動に係る基本的事項
- ロ 当該人道復興支援活動の種類及び内容
- ハ 当該人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該人道復興支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該人道復興支援活動を外国の

領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国（第十七条及び第十九条において「国際連合等」という。）に無償又は時価よりも低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、その実施に係る重要事項
ヘ その他当該人道復興支援活動の実施に関する重要事項

四 前条第三項の協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、その実施に係る重要事項

へ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

五 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第四項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第四項後段の協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

六 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 対応措置を外国の領域で実施する場合には、人道復興支援活動にあつては当該外国（第二条第三項第一号に規定する機関がある場合にあつては、当該機関。以下この項において同じ。）及び人道復興関係国際

機関と協議し、協力支援活動又は搜索救助活動にあつては当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により基本計画（人道復興支援活動のみに係るものにあつては、自衛隊が実施するものが定められたものに限る。以下この条において同じ。）の決定があつたときは、当該基本計画に定める対応措置の実施前に、当該基本計画について国会の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

3 内閣総理大臣は、対応措置について、第一項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画に定める対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに行つた対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

4 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該基本計画に定める対応措置を終了させなければならない。

5 前二項の規定は、国会の承認を得て基本計画に定める対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合について準用する。

(国会への報告)

第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(本府による人道復興支援活動の実施)

第七条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動として実施される業務としての物品の提供（次条第一項に規定する物品の提供を除く。）を実施するものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動として実施される業務としての役務の提供（次条第二項に規定する役務の提供を除く。）を実施するものとする。この場合において、内閣

総理大臣は、人道復興支援職員（一般職に属する国家公務員のうち第三条第二項の人道復興支援活動に従事する内閣府本府（以下「本府」という。）の職員をいう。以下同じ。）にその実施を命ずるものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、本府による第三条第二項の人道復興支援活動の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（自衛隊による人道復興支援活動の実施）

第八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

- 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

- 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう第三条第二項の人道復興支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の人道復興支援活動を行なうことが安全に実施することが困難であると認める場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の人道復興支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該人道復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該人道復興支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 自衛隊の部隊等が第三条第二項の人道復興支援活動として実施する業務には、武器（弾薬を含む。第十条七条において同じ。）の提供を含まないものとする。

7 自衛隊の部隊等は、外国の領域において人道復興支援活動を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊による人道復興支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

9 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（協力支援活動の実施）

第九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第三項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第三項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう、当該協力支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 前条第五項の規定は、公海若しくはその上空又は外国の領域における協力支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（搜索救助活動の実施等）

第十条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものと

する。

4 第八条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 第八条第五項の規定は、公海若しくはその上空又は外国の領域における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第十条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する第八条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第四項後段の協力支援活動について準用する。この場合において、前条第五項において準用する第八条第五項中「前項」とあるのは、「第十条第七項において準用する次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（安全の確保等）

第十一条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、人道復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

（人道復興支援職員の採用）

第十二条 内閣総理大臣は、人道復興支援活動に従事させるため、当該人道復興支援活動に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて人道復興支援職員を採用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

（関係行政機関の職員の派遣）

第十三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対し、基本計画に従い、人道復興支援活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項各号に掲げる者を除く。）を本府に派遣するよう要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて本府に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として人道復興支援職員に任用されるものとする。

4 前項の規定により従前の官職を保有したまま人道復興支援職員に任用される者は、内閣総理大臣の指揮監督の下に人道復興支援活動に従事する。

（国家公務員法の適用除外）

第十四条 第十二条第一項の規定により採用される人道復興支援職員については、人道復興支援職員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

（関係行政機関の協力）

第十五条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度にお

いて、同項の協力を行うものとする。

（武器の使用）

第十六条 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（第四条第二項第三号ニ、第四号ニ又は第五号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

一 第八条第二項の規定による人道復興支援活動としての自衛隊の役務の提供

二 第九条第二項（第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協力支援活動としての自衛隊の役務の提供

三 第十条第一項の規定による搜索救助活動

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。た

だし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第一項各号に掲げる活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

第三章 雑則

（物品の譲渡及び無償貸付け）

第十七条 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、人道復興支援活動又は協力支援活動の実施に当たって、本府又は自衛隊に属する物品（武器を除く。）につき、国際連合等又は諸外国の軍隊等からこれらの活動（以下「国際共同活動」という。）の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該国際共同活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等又は諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

（国以外の者による協力等）

第十八条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、前章の規定による措置のみによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（請求権の放棄）

第十九条 政府は、自衛隊が対応措置を実施するに際して、国際連合等又は諸外国の軍隊等の属する外国から、当該国際連合等若しくは当該諸外国の軍隊等の行う国際共同活動又は対応措置に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、当該国際共同活動に起因する損害についての当該国際連合等又は当該外国及びこれらの要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

(関係法律の整理等)

2 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

別表第一 (第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供

建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
	備考
一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。	

別表第二（第三条関係）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。

理由

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法等の一部を改正する法律案の概要

【概要】安全保障法制に関し、下記の 10 本の法律を改正するとともに、国民保護法制の整備・防衛出動の国会承認に係る審議充実策の検討について規定する。

①自衛隊法、②PKO法、③周辺事態法、④周辺事態船舶検査法、⑤事態対処法、⑥米軍行動関連措置法、⑦特定公共施設利用法、⑧海上輸送規制法、⑨捕虜取扱法、⑩NSC法

第一 自衛隊法の改正

1. 個別的自衛権同様の厳格な要件下の「武力攻撃危機事態」で防衛出動

※ 「武力攻撃危機事態」…条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態

2. 邦人救出についての規定を設けるとともに、安全確保の明確化

3. 武器等防護については現行法を維持

4. ACSAにおける内容は充実させるが、弾薬の提供を認めない

第二 PKO法の改正

1. 「国連が統括しない活動」は、現行と同様、人道救援・選挙監視の枠内で協力

2. 「駆け付け警護」を限定的に認める

第三 周辺事態法の改正

1. 現行法制の基本的部分を維持

※ ①「周辺事態」概念（いわゆる地理的限定）、②「後方地域」概念、③「武力行使の一体化」による制約、④支援対象はアメリカ合衆国軍隊のみとすることを維持

2. 計画記載事項を充実し、自己保存型武器使用権限を他法制と同様に拡充

第四 その他

→ 第一の 1 の改正に伴い、事態対処法制全体において、武力攻撃事態等に適用される規定を武力攻撃危機事態にも適用させる

→ その他上記の改正に合わせ、所要の規定の整理等

自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱

第一 自衛隊法の一部改正

(第一条関係)

一 自衛隊の任務

防衛出動を命ずることができるとする事態の追加に伴い、自衛隊の任務を改めること。

二 防衛出動

内閣総理大臣が自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができるとする事態として、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態を追加すること。

三 在外邦人等の保護措置

1 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、内閣総理大臣の承

認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができるものとする。

2 防衛大臣は、1により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から保護することを依頼された外国人その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（3において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができるものとする。

3 1により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとする。

4 防衛大臣は、保護措置を行う場所の安全と秩序が外国の権限ある当局によって確保されなくなったと認められる場合、保護措置を行う場所において戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、保護措置の中断を命じなければならないこと。

5 保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、当該保護措置を行っている場所の近傍において戦闘

行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該保護措置を行うことを一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、4による措置を待つものとする。

四 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供

1 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供（弾薬の提供を除く。）を実施することができるものとする。

（一） 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊

（二） 自衛隊法第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う自衛隊の部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

（三） 保護措置を行う自衛隊の部隊等又は自衛隊法第八十二条の二の海賊対処行動、同法第八十二条の三第一項若しくは第三項の弾道ミサイル等を破壊する措置をとるための必要な行動、同法第八十四条の二の機雷等の除去若しくは我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う自衛隊の部隊

と共に現場に所在してこれらの行動又は活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

(四) 訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に

到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行

う合衆国軍隊

2 防衛大臣は、1の(一)から(四)までに掲げる合衆国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の

任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該合衆国軍隊に対する役務
の提供を行わせることができるものとする。

五 国外犯に係る罰則

一部の罪について、日本国外において犯した者にも適用し、又は刑法第二条の例に従うものとするこ
と。

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正 (第二条関係)

一 協力の対象となる活動の態様の追加等

1 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができるものとする。

2 国際的な選挙監視活動について、紛争による混乱を解消する過程で行われる選挙等を含めるものとする。

3 選挙の監視等に係る国際平和協力業務に従事する隊員を選考により採用する者及び自衛隊員以外の関係行政機関の職員に限るものとする。

二 国際平和協力業務の種類を追加

1 国際平和協力業務の種類として次に掲げる業務を追加すること。

(一) 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

(二) 立法又は司法に関する事務に関する助言又は指導

(三) 国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための助言若しくは指導又は教育訓練に関する業務

(四) 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織において行う一定の業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

(五) 国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して当該活動関係者の退避を支援するために行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

2 1の(五)に掲げる業務を実施する場合にあつては、国際連合平和維持活動等が実施されること及び我が国が国際平和協力業務を実施することにつき、当該活動が行われる地域の属する国等の同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されていると認められなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が国際連合平和維持活動のために武力紛争の停止の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留、巡回等の一定の業務を実施しようとする場合は、実施計画を添えて国会の承認を求めなければならないものとする。

三 武器の使用

二の1の(五)に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとすると。

四 その他の措置

1 国際平和協力本部長は、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に配慮しなければならないものとする
こと。

2 人道的な国際救援活動の要請を行う国際機関を掲げる別表に新たな機関を加えること。

3 停戦合意のない場合における物資協力の対象となる国際機関を掲げる別表に2の機関を加えるとともに、当該物資協力の要件を明確化すること。

4 政府は、国際連合平和維持活動等に参加するに際して、活動参加国等から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において必要と認める

ときは、我が国の請求権を放棄することを約することができるものとする。

5 防衛大臣等は、国際連合平和維持活動等を実施する自衛隊の部隊等と共に活動が行われる地域に所在して大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊から応急の措置に必要な物品又は役務の提供に係る要請があつたときは、これを実施することができるものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正

(第三条関係)

一 基本計画

基本計画に定める事項として、周辺事態に関する次に掲げる事項等を追加すること。

(一) 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

(二) 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 武器の使用

後方地域支援としての自衛隊の役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自

衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができるものとする。

三 その他所要の規定を整備すること。

第四 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正

(第四条関係)

一 武器の使用

船舶検査活動又はその実施に伴う後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができるものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

(第五条関係)

一 題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改めること。

二 目的

この法律の目的に、武力攻撃危機事態への対処について、基本となる事項を定めることにより、武力攻撃危機事態への対処のための態勢を整備する旨を明記すること。

三 定義

1 この法律において「武力攻撃危機事態」とは、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいうものとする。

2 「対処措置」の定義に、武力攻撃危機事態の推移に応じて実施する措置を追加すること。

四 基本理念

1 武力攻撃危機事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、危機事態武力攻撃を排除しなけ

ればならないこと。ただし、危機事態武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと。

2 1のほか、武力攻撃危機事態への対処に関する基本理念を定めること。

五 国、地方公共団体等の責務等

1 国は、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有するものとする。

2 国は、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

3 地方公共団体は、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃危機事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有するものとする。

4 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃危機事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有するものとする。

5 国民は、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃危機事態において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

六 対処基本方針

1 政府は、武力攻撃危機事態に至ったときは、対処基本方針を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項として、対処すべき事態に関する次に掲げる事項を追加すること。

(一) 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は武力攻撃危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

(二) 事態が武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

3 武力攻撃危機事態においては、対処基本方針には、(一)に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認)の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が(二)に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつ

てはその旨を記載しなければならないものとする。

(一) 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め

(二) 自衛隊法第七十六条第一項に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

七 防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供

政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一

部改正

(第六条関係)

一 題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改めること。

二 目的

この法律の目的に、武力攻撃危機事態において日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定める旨を明記すること。

三 定義

1 「合衆国軍隊」の定義に、武力攻撃危機事態において、日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している合衆国軍隊を加えるものとすること。

2 「行動関連措置」の定義に、武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置を追加すること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正

(第七条関係)

一 題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関する法律」に改めること。

二 目的

この法律の目的に、武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項について定める旨を明記すること。

三 定義

「対処措置等」の定義に、合衆国軍隊が実施する危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を追加すること。

四 武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用方針の策定

対策本部長は、武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用方針を定めることができること。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正 （第八条関係）

一 この法律の題名を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改めること。

二 武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する所要の規定の整備を行うこと。

第九 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正 （第九条関係）

一 この法律の題名を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改めること。

二 武力攻撃危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関する所要の規定の整備を行うこと。

第十 国家安全保障会議設置法の一部改正 （第十条関係）

一 国家安全保障会議は、武力攻撃危機事態への対処に関する基本的な方針、武力攻撃危機事態、周辺事態及び国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項、国際平和協力業務の実施等に関する重要事項並びに自衛隊の行動に関する重要事項を審議し、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べるもの

とすること。

二 内閣総理大臣が国家安全保障会議に諮問しなければならない事項として、第二の二の１の（五）に掲げる業務の実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更に関するもの並びに第二の一の１の自衛官の国際連合への派遣に関するもの並びに保護措置の実施に関するものを追加すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第十一 施行期日等

（附則関係）

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 武力攻撃危機事態における国民の保護のための措置の在り方については、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにする観点から、この法律の施行の日までに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の改正その他所要の法制の整備が行われるものとする。

三 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めた場合において特定秘密を含む情報の提供を受ける国会の組織の在り方については、この法律

の施行の日までに、国会が十分な情報及び高度の専門性に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるようにする観点から検討が加えられ、その結果に基づき、国会法の改正その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

四 二及び三に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めること。

自衛隊法等の一部を改正する法律案

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に対し」を削る。

第二十二條第二項中「原子力災害派遣」の下に「、第八十四条の三第一項の規定による保護措置」を加える。

第二十九條の二第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六條第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った」を「次に掲げる」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に

改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（次号に掲げるものを除く。）

二 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態

第七十七条の三中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七条の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十四条の四第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の

定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号） 後方地域支援としての物品の提供

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号） 後方地域支援としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号） 人道復興支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

第八十四条の四第二項第四号中「（平成四年法律第七十九号）」を削り、「及び委託」を「、委託」に改め、「輸送」の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律 部隊等による

人道復興支援活動又は協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動

第八十四条の四を第八十四条の五とする。

第八十四条の三第三項中「第九十四条の五」を「第九十四条の六」に改め、同条を第八十四条の四とし、

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

（在外邦人等の保護措置）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。

以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第四項第一号及び第五項において同じ。）が行われることがないと認め

られること。

二 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。第四項第二号において同じ。）の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

4 防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、速やかに、保護措置の中断を命じな

ければならない。

一 外国の領域の当該保護措置を行う場所において、公共の安全と秩序の維持が第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局によつて確保されなくなつたと認められる場合又は戦闘行為が行われるに至つた場合

二 当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意が存在しなくなつたと認められる場合

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うために部隊等と第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されなくなつたと認められる場合

5 第一項の規定により外国の領域において保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行つている場所の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該保護措置を行うことを一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

第九十四条の二第一項第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第二項第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二条第一項」に改める。

第九十四条の八中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条を第九十四条の九とする。

第九十四条の七中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条を第九十四条の八とする。

第九十四条の六中「自己又は」及び「者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある」を削り、同条第一号中「第八十四条の四第二項第一号」を「第八十四条の五第二項

第一号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第二号中「第八十四条の四第二項第二号」を「第八十四条の五第二項第二号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を「第八十四条の五第二項第四号」に改め、「自衛官」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「自己と」を「自己又は自己と」に、「第十条」を「第九条の二」に、「又は」を「若しくは」に改め、「入つた者」の下に「の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」を加え、同条に次の二号を加える。

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者（同条第三号ナに規定する活動関係者

をいう。)の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第五号に規定する人道復興支援活動若しくは協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

第九十四条の六を第九十四条の七とする。

第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十四条の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体を防護又はその

職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第百条の六第一項第一号を次のように改める。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する

措置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）

第百条の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十条の五第二項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を、「所在して」の下に「当該保護措置又は」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第一号の次に次の三号を加える。

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う

合衆国軍隊

第百条の六第一項に次の一号を加える。

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第三項第一号中「及び第五号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「第四号」

を「第九号」に改める。

第百条の八第一項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。）」を加え、同項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、「当該輸送」を「これらの輸送」に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改める。

第百十五条の二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の四中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号」に改める。

第百十五条の五第二項中「、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り、「薬局開設者

等と」の下に「同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等と」を加える。

第百十五条の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十二条の二 第百十九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九条第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

「第三章 国際平和協力業務等

目次中「第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十四条）」を 第一節 国際平和協力業務（第六

第二節 自衛官の国際連合への派

条―第二十五条）に、「第二十五条」を「第二十九条」に、「第二十六条・第二十七条」

遣（第二十六条―第二十八条）」

を「第三十条―第三十三条」に改める。

第三条第一号中「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として、」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない

場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合」に「を削り、「、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるもののうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条第二号の二中「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、同条第三号中「又からレまで」を「ヲからソまで、ネ及びナ」に、「及びレ」を「及びネ」に改め、同条ハ中「部品」の下に「及び弾薬」を加え、同号レ中「タ」を「ツ」に改め、同号レを同号ネとし、同号タ中「ヨ」を「レ」に、「又は機械器具」を「機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）」を加え、同号タを同号ソとし、その次に次のように加える。

ツ 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織において行うイからソまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

第三条第三号中ヨをレとし、又からカまでをヲからタまでとし、同号リ中「チ」を「チ及びリ」に、「行政事務」を「立法、行政（ルに規定する組織に係るものを除く。）又は司法に関する事務」に改め、同号リを同号ヌとし、その次に次のように加える。

ル 国の防衛に関する組織その他のイからヘまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

- ・ イからへまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導
- ・ に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号中チの次に次のように加える。

リ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号に次のように加える。

ナ イからネまでに掲げる業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このナ及び第二十五条第一項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して当該活動関係者の退避を支援するために行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

第三条第四号口中「第二号に規定する」の下に「決議若しくは要請又は」を加え、「第二十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 国際平和協力業務等

第三章中第六条の前に次の節名を付する。

第一節 国際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「（国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまでに規定する同意及び第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第三号ナに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第二号に規定する同意及び第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。）」を加え、同項第一号中「同意」の下に「（第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域にお

いて当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。）」を加え、同条第四項中「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第三号チ若しくは又に掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）」、同号ヲからソまで」に、「同号レ」を「同号ネ」に、「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）」を「同法」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「同号ヌからタまで」を「同号ルからツまで」に、「又はこれらの」を「これらの」に、「同号レ」を「同号ネ」に改め、「定める業務」の下に「又は同号ナに掲げる業務」を加え、同条第七項中「同号レ」を「同号ネ」に、「本条第一項第一号及び第十三条第一号」を「本条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第十三項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十四条並びに第二十五条」に改め、「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第五号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了並びに第六号及び第七号に掲げる場合に行うべき当該各号に規定す

る業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「（第二条第一号イに該当するものに限る。）」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

第六条第十三項に次の二号を加える。

六 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第二号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

第六条に次の一項を加える。

- ・ 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

第八条第一項中「並びに第六号及び第七号」を「及び第六号から第九号まで」に改め、同項第七号を同

項第九号とし、同項第六号中「第六条第十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第五号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七 第六条第十三項第六号及び第七号に掲げる場合において第三条第三号ナに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

第八条第二項中「前項第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（隊員の安全の確保等）

第九条の二 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の安全の確保に配慮しなければならない。

第十条の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「（以下「隊員」という。）」を削る。

第十一条第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第三号ニ若しくはトからツまで」に、「同

号レ」を「同号ネ」に改める。

第十二条第一項中「、国際平和協力業務」の下に「（第三条第三号ナに掲げる業務を除く。）」を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからハまでに掲げる業務及び」を「第三条第三号イからハまで、ホ及びヘに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ネ」に、「、自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員」に改める。

第二十条第一項中「第三条第三号ル」を「第三条第三号ワ」に、「同号ヌからヨまで」を「同号ヲからレまで」に改める。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「（第三条第三号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務を除く。）」を加える。

第二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（武器の使用）」を付し、同条第一項から第三項までの規定中「防衛する」を「防護する」に改める。

第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（請求権の放棄）

第三十一条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一及び別表第二に掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することができる。

（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）

第三十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次

に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、

宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

第四章中第二十五条を第二十九条とする。

第三章中第二十四条の次に次の一条及び一節を加える。

第二十五条 前条第三項に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

3 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第二節 自衛官の国際連合への派遣

(自衛官の派遣)

第二十六条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。

(身分及び処遇)

第二十七条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣さ

れる防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第三条から第十四条までの規定を準用する。

（小型武器の無償貸付け）

第二十八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十六条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十一条関係」に改め、同表第二号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第一第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十一条関係」に改める。

別表第三第一号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第三第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正）

第三条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 周辺事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号

を加える。

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

第六条第三項中「において、」の下に「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項中「がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさない」を「において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方地域支援を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件を満たされない」に改める。

第七条第二項中「において、」の下に「実施される必要のある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加える。

第十一条第一項中「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を」を加え、「その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

第十一条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正）

第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「実施要項において、」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考

慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三条第二項の後方地域支援」とあるのは、「船舶検査活動」と読み替えるものとする。

第六条第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六条第二項の規定により周辺事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限

りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処の」に、

三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）

を「第三章

四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）」

緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条―第二十四条）」に改める。

第一条中「同じ。」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め」を削る。

第二条中「この法律」の下に「（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ・を除く。）」を加え、同条第二号中「至った事態」の下に「（武力攻撃危機事態を除く。）」を加え、同条第七号に次のように加える。

ハ 武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

・ 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）であつて、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至ったもの（以下「危機事態武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その

他の行動

- ・ ・に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

- ・ ・及び・に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 危機事態武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃危機事態の推移に応じて実施する次に掲げる措置

- ・ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
- ・ 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 武力攻撃危機事態 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外

国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同条第六項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「においては」を「及び武力攻撃危機事態においては」に、「これ」を「武力攻撃危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 武力攻撃危機事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、危機事態武力攻撃を排除しなければならない。ただし、危機事態武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

第四条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第五条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第六条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は武力攻撃危機事

態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

口 事態が武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は武力攻撃危機事態においては」に改め、同項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同項第六号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同項第六号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項第五号中「武力

する法律」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供）

第九条の二 政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部員」を「事態対策本部員」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。

第十八条中「、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従って」を削り、「武

力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を、「について」の下に「、国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たって我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項）の規定に従つて」を加える。

第三章を削る。

第二十四条第一項中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一条とする。

第二十五条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条を第二十二条とし、第二十六条を第二十三条とする。

第二十七条中「及び第六項」を「、第四項及び第七項」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改め、同条を第二十四条とする。

第四章を第三章とする。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正）

第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
(平成十六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

第一条中「において、」を「において」に、「その他の当該行動」を「及び武力攻撃危機事態において日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「において」を「又は武力攻撃危機事態において」に、「規定する行動(」を「規定する武力攻撃を排除するために必要な行動(」に、「行動)」を「武力攻撃を排除するために必要な行動)及び同号に規定する危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動」に、「第二

条第四号」を「第二条第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「において、」を「において」に改め、「の軍隊」の下に「又は武力攻撃危機事態において日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。

五 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。

第三条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第四条中「行動関連措置は、」の下に「武力攻撃事態等においては」を、「排除する」の下に「目的の範囲内において、武力攻撃危機事態においては武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除する」を加える。

第六条の見出し中「合衆国政府」を「合衆国政府等」に改め、同条中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「保つよう」の下に「努めるものとするほか、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう」を加える。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第八条中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第九条中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正）

第七条 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関する法律

第一条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第二条第一項中「「武力攻撃」」の下に「、「武力攻撃危機事態」」を加え、「武力攻撃事態等におけ

る我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危

機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「同条第六号」を「同条第五号、同条第七号」に改め、同条第二項中「第二条第七号イ・」を「第二条第八号イ・」に改め、「掲げる措置」の下に「並びに同号ハ・及び・に掲げる措置」を、「に武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「従って武力攻撃」の下に「を排除し又は武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃（事態対処法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。第九条第一項及び第三項において同じ。）」を加える。

第六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第九条第一項及び第三項中「武力攻撃」の下に「若しくは危機事態武力攻撃」を加える。

第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十八条第一項第一号中「第二条第七号イ・若しくは・」を「第二条第八号イ・若しくは・に掲げる措置若しくは同号ハ・若しくは・」に改める。

第二十一条中「第二十五条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

（武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第八条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。以下同じ。」の下に「及び武力攻撃危機事態（同条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。以下同じ。）」を加え、「我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における」を削る。

第二条第一号中「武力攻撃事態に」を「武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。）」

の下に「又は危機事態武力攻撃（同法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第二号中「外国軍隊等が所在する我が国」を「武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国」に改め、「周辺の」の下に「公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）」上の地域を、武力攻撃危機事態においては外国軍隊等が所在する危機事態武力攻撃を受けている外国の軍隊の属する国の領域又は当該国周辺の」を加える。

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を「外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は」に、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五十八条中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第九条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

第一条中「武力攻撃事態」の下に「及び武力攻撃危機事態」を、「より、武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」を「以下この条」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号ル」を「第六号ル」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第四号ヌ」を「第六号ヌ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四号リ」を「第六号リ」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第四号ト」を「第六号ト」に改

め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第四号ホ」を「第六号ホ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号ハ中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「（武力攻撃）」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同号ニ、へ及びチ中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。

四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。

第四条中「事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十条中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改め、同条第二項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第十八条第三号中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を、「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第一百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第一百三十九条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第一百四十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第三項中「第三条第四号ホ」を「第三条第六号ホ」に改める。

第一百四十一条の見出しを「（武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了後の送還）」に改める。

第一百四十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改める。

第一百五十九条及び第一百六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

(国家安全保障会議設置法の一部改正)

第十条 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「同じ。」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「武力攻撃事態等」の下に「武力攻撃危機事態」を、「周辺事態」の下に「国際平和共同対処事態」を加え、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）

第二条第二項中「第四号まで」の下に「及び次の各号」を加え、「第八号まで及び第十号に掲げる事項」を「第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ロ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十六条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二条第三項中「武力攻撃事態等」の下に「武力攻撃危機事態」を加え、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中

「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十号」に改め、同項第三号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十二号」に改める。

第九条第二項中「第八号まで」を「第七号まで、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十二号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第九号及び第十号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（関係法律の整備等）

2 武力攻撃危機事態（第五条の規定による改正後の武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「新事態対処法」という。）第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。）における国民の保護のための措置の在り方については、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、危機事態武力攻撃（新事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する

危機事態武力攻撃をいう。）が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにする観点から、この法律の施行の日までに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の改正その他所要の法制の整備が行われるものとする。

3 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて第一条の規定による改正後の自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めた場合において特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）を含む情報の提供を受ける国会の組織の在り方については、この法律の施行の日までに、国会が十分な情報及び高度の専門性に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるようにする観点から検討が加えられ、その結果に基づき、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の改正その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2ゝ4（略） 5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。 （自衛隊の任務） 第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。 2・3（略） （特別の部隊の編成） 第二十二条（略） 2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による	（定義） 第二条（略） 2ゝ4（略） 5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。 （自衛隊の任務） 第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。 2・3（略） （特別の部隊の編成） 第二十二条（略） 2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による

（傍線部分は改正部分）

災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜収容所)

第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態（次号に掲げるものを除く。）

二 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認めら

災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜収容所)

第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

れるに至つた事態

2 (略)

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 (略)

(機雷等の除去)

第八十四条の二 (略)

2 (略)

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 (略)

(機雷等の除去)

第八十四条の二 (略)

(在外邦人等の保護措置)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置(輸送を含む。以下「保護措置」という。)を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第四項第一号及び第五項において同じ。)が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。第四項第二号において同じ。)の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認め

(新設)

られる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

4 防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、速やかに、保護措置の中断を命じなければならない。

一 外国の領域の当該保護措置を行う場所において、公共の安全と秩序の維持が第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局によつて確保されなくなつたと認められる場合又は戦闘行為が行われるに至つた場合

二 当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意が存在しなくなつたと認められる場合

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うために部隊等と第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されなくなつたと認められる場合

5 第一項の規定により外国の領域において保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行っている場所の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該保護措置を行うことを一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四 （略）

2 （略）

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の六にお

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三 （略）

2 （略）

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の五にお

いて同じ。)により行うことができる。

(後方地域支援等)

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 後方地域支援としての物品の提供

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第一百四十五号) 後方地域支援としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第 号) 人道復興支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一(三) (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支

いて同じ。)により行うことができる。

(後方地域支援等)

第八十四条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第一百四十五号)の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供を実施することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一(三) (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送

(新設)

援活動等に関する法律 部隊等による人道復興支援活動又は協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一・二 (略)

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 (略)

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一・二 (略)

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 (略)

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ず

定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

第九十四条の四（略）

（在外邦人等の保護措置の際の権限）

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（在外邦人等の輸送の際の権限）

第九十四条の六 第八十四条の四第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる

る攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

第九十四条の四（略）

（新設）

（在外邦人等の輸送の際の権限）

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる

航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者（当該自衛官の管理の下に入つた当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（後方地域支援等の際の権限）

第九十四条の七 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、当該各号に定める場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 第八十四条の五第二項第一号に規定する後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

二 第八十四条の五第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施

航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者（当該自衛官の管理の下に入つた当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（後方地域支援等の際の権限）

第九十四条の六 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 第八十四条の四第二項第一号に規定する後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

二 第八十四条の四第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施

を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

三 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官（次号に掲げるものを除く。） 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第九条の二に規定する協力隊の隊員をいう。）若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者（同条第三号ナに規定する活動関係者をいう。）の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第五号に規定する人道復興支援活動若しくは協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の八 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態にお

を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

三 第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官 自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

（新設）

（新設）

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）

第九十四条の七 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海

ける外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の九 自衛官は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項一号に規定する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（捕虜等の取扱いの権限）

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号から第五号までにおいて同じ。）

（新設）

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

五 (略)

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

七 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

八 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

十 (略)

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により

(新設)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 部隊等が第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

(新設)

五 (略)

(新設)

合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

2
(略)

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4
(略)

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。）

2
(略)

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号及び第五号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第四号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4
(略)

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊

二 (略)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在してこれらの輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

四 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五・六 (略)

2 4 (略)

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 (略)

2 (略)

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第百十五条の二十四までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 (略)

二 (略)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

四 部隊等が第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五・六 (略)

2 4 (略)

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 (略)

2 (略)

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第百十五条の二十四までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 (略)

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第百十五條の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(医療法の適用除外等)

第百十五條の五 (略)

2 前項の医療を行うための施設は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十四条第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十三条第二項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項ただし書、薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）第二十二条ただし書並びに救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第百十五條の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(医療法の適用除外等)

第百十五條の五 (略)

2 前項の医療を行うための施設は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十四条第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十三条第二項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項ただし書、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書、薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）第二十二条ただし書並びに救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等

の確保等に関する法律第三十四条第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等とみなす。

（建築基準法の特例）

第百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（景観法の特例）

第百十五条の二十二 （略）

2 （略）

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設

と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十四条第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等とみなす。

（建築基準法の特例）

第百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（景観法の特例）

第百十五条の二十二 （略）

2 （略）

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設

置については、同法第七十七条第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

第二百二十二条 （略）

第二百二十二条の二 第一百九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第一百九条第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百二十三条 （略）

置については、同法第七十七条第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

第二百二十二条 （略）

（新設）

第二百二十三条 （略）

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条） 第三章 国際平和協力業務等 第一節 国際平和協力業務（第六条―第二十五条） 第二節 自衛官の国際連合への派遣（第二十六条―第二十八条） 第四章 物資協力（第二十九条） 第五章 雑則（第三十条―第三十三条） 附則 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条） 第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十四条） 第四章 物資協力（第二十五条） 第五章 雑則（第二十六条・第二十七条） 附則 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することとを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

二（略）

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活

び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

（新設）

（新設）

（新設）

二（略）

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域における民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除

動として実施される活動を除く。)をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のイからロまで、ネ及びニに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びネに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ・チ (略)

リ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

ヌ チ及びリに掲げるもののほか、立法、行政（ルに規定する組織に係るものを除く。）又は司法に関する事務に関する助言又は指導

ル 国の防衛に関する組織その他のイからヘまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

・ イからヘまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

・ に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

ヲ・レ (略)

ソ イからレまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）

ツ 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織におい

く。)をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ・チ (略)

(新設)

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

(新設)

ヌ・ヨ (略)

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

(新設)

て行うイからソまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

ネ イからツまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ナ イからネまでに掲げる業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このナ及び第二十五条第一項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して当該活動関係者の退避を支援するために、緊急の要請に当該活動関係者の生命及び身体を保護するために行う当該活動関係者の生命及び身体を保護

四 物資協力 次に掲げる活動を行つてゐる国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

イ (略)

ロ 人道的な国際救援活動（別表第三に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第二号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十九条第一項及び第三項において同じ。）

ハ (略)

五〃七 (略)

第三章 国際平和協力業務等

第一節 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき（国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

(新設)

四 物資協力 次に掲げる活動を行つてゐる国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

イ (略)

ロ 人道的な国際救援活動（別表第三に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第二号に規定する合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十五条第一項及び第三項において同じ。）

ハ (略)

五〃七 (略)

第三章 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案に

務であつて第三条第三号ナに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまでに規定する同意及び第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第三号ナに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第二号に規定する同意及び第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。））

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第二号の二までの規定の趣旨に照らし、この節の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業

つき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第二号の二までの規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業

務は、第三条第三号若しくは又に掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）同号ヲからソまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める業務であつて、同法第二十五条の趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものの中から、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ルからソまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める業務又は同号ナに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものの中から、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号ネの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第十三項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第八条第一項第六号及び第七号、第二十四条並びに第二十五条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき、実施計画を添えて国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8・9 （略）
第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会

務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものの中から、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務、同号又からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものの中から、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8・9 （略）
第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会

の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき、実施計画を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

・
・
・
(略)

内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第五号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了並びに第六号及び第七号に掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなく

の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

・
・
・
(略)

第一項（各号を除く。）及び第三項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。）について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替えるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

(新設)

(新設)

なつたと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

四・五 (略)

六 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなつた場合

七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第二号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなつた場合

・ | 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一〇五 (略)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一〇五 (略)

六 第六条第十三項第一号から第五号までに掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 第六条第十三項第六号及び第七号に掲げる場合において第三条第三号ナに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

九 (略)

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号及び第七号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 (略)

(隊員の安全の確保等)

第九条の二 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の安全の確保に配慮しなければならない。

(隊員の任免)

第十条 本部長は、隊員の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号ニ若しくはトからツまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和

六 第六条第十三項各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

(新設)

(新設)

七 (略)

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 (略)

(新設)

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に

協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務(第三条第三号ナに掲げる業務を除く。)であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからハまで、ホ及びヘに掲げる業務並びにこれらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員の派遣を要請することはできない。

2・9 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号ワに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヅからレまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2・3 (略)

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先

従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2・9 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヌからヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2・3 (略)

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先

国において行う国際平和協力業務（第三条第三号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務を除く。）に隊員に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ・及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自

国において行う国際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ・及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自

衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入
った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると
認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要
と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ・及び第四項の規定
により実施計画に定める装備である武器を使用することができ
る。

4
～
9 (略)

第二十五条 前条第三項に規定するもののほか、第九条第五項の規
定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第三
号ナに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、
自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護
するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合
には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条
第二項第二号ホ・及び第四項の規定により実施計画に定める装備
である武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は
第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えて
はならない。

3 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項の規定により自衛
官が武器を使用する場合について準用する。

第二節 自衛官の国際連合への派遣

(自衛官の派遣)

第二十六条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務
であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は
外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従
事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣するこ

衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入
った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると
認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要
と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ・及び第四項の規定
により実施計画に定める装備である武器を使用することができ
る。

4
～
9 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

とができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。

(身分及び処遇)

第二十七条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)

第二十八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十六条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十九条 (略)

第五章 雑則

(新設)

(新設)

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 (略)

第五章 雑則

(民間の協力等)

第三十条 本部長は、第三章第一節の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

(請求権の放棄)

第三十一条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一及び別表第二に掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国(以下この条において「活動参加国等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供)

第三十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認め

(民間の協力等)

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

られるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2| 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3| 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

4| 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（政令への委任）
第三十三条 （略）

別表第一（第三条、第三十一条関係）
一 （略）

（政令への委任）
第二十七条 （略）

別表第一（第三条関係）
一 （略）

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの イ ホ (略) ヘ 国際連合人口基金 (略) ト 国際連合人口基金 (略) チ 国際連合人間居住計画 (略) リ ッル (略) 三 (略) 別表第二(第三条、第三十一条関係) (略) 別表第三(第三条関係) 一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの イ ホ (略) ヘ 国際連合人口基金 (略) ト 国際連合人口基金 (略) チ 国際連合人間居住計画 (略) リ ッル (略) 二 (略)	二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの イ ホ (略) ヘ (新設) (略) ト (新設) (略) リ (略) 三 (略) 別表第二(第三条関係) (略) 別表第三(第三条関係) 一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの イ ホ (略) ヘ (新設) (略) ト (新設) (略) リ (略) 二 (略)
---	---

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

維新案	現行
（基本計画） 第四条（略） 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 周辺事態に関する次に掲げる事項 イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響 ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由 二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針 三 六（略） 七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項 八・九（略） 3（略） （自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施） 第六条（略） 2（略） 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊	（基本計画） 第四条（略） 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 対応措置に関する基本方針 （新設） 二 五（略） 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項 七・八（略） 3（略） （自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施） 第六条（略） 2（略） 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画

等が第三条第二項の後方地域支援を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件が満たされないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5・6 (略)

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3ゝ7 (略)

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、

に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5・6 (略)

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3ゝ7 (略)

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体

この限りでない。

3| 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4| 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

（新設）

3| 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

○周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

維新案	現行
（船舶検査活動の実施の態様等） 第五条（略） 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう<u>に当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</u>この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。 3（略） 4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。この場合において、同項中「<u>第三条第二項の後方地域支援</u>」とあるのは、「<u>船舶検査活動</u>」と読み替えるものとする。 5・6（略） （武器の使用） 第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六条第二項の規定により周辺事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の	（船舶検査活動の実施の態様等） 第五条（略） 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。 3（略） 4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。 5・6（略） （武器の使用） 第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、<u>当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。</u>

生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。	2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。	3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。	4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
（新設）	（新設）	2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。	

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
目次	目次
第一章 総則（第一条―第八条）	第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処のための 手続等（第九条―第二十条）	第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二 十条）
（削る）	第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十 一条―第二十三条）
第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置 （第二十一条―第二十四条）	第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置 （第二十四条―第二十七条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃 予測事態をいう。以下同じ。）及び武力攻撃危機事態への対処につ いて、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他 の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び武力 攻撃危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平 和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とす る。	第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃 予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、 地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定 めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、 併せて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に 関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民 の安全の確保に資することを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第 八号ハ・を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

れぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃危機事態を除く。）をいう。

三 (略)

四 武力攻撃危機事態 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいう。

五 七 (略)

八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ・ロ (略)

ハ 武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

- ・ 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）であつて、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至ったもの（以下「危機事態武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

- ・ に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効

一 (略)

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 (略)

(新設)

四 六 (略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ・ロ (略)

(新設)

果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

・及び・に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 危機事態武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は危機事態武力攻撃が

国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃危機事態の推移に応じて実施する次に掲げる措置

- ・ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
- ・ 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2・3 (略)

4 武力攻撃危機事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、危機事態武力攻撃を排除しなければならない。ただし、危機事態武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に應じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

5 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

(新設)

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2・3 (略)

(新設)

4 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十

ならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

6| 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態においては、当該武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態並びにこれらへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

7| 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

2| 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有するこ

四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

5| 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

6| 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(新設)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有するこ

とに鑑み、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

（指定公共機関の責務）

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

（国と地方公共団体との役割分担）

第七条 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処の性格に鑑み、国においては武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

第二章 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処のための手続等

（対処基本方針）

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は武力攻撃危機事態であることの認定及

とにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

（指定公共機関の責務）

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

（国と地方公共団体との役割分担）

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

（対処基本方針）

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

（新設）

ひ当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二 当該武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条及び次条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊

（新設）

二 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の

急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一・四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6 (略)

(防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供)

第九条の二 政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に事態対策本部(以下「対策本部」とい

承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一・二 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一・四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6 (略)

(新設)

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部(以下「対策

う。)を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、事態対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2 (略)

3 対策本部に、事態対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）、事態対策本部員（以下「対策本部員」という。）その他の職員を置く。

4 5 7 (略)

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第五号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 (略)

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項）の規定に従つて、直ちに国際連合安

本部」という。)を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2 (略)

3 対策本部に、武力攻撃事態等対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）、武力攻撃事態等対策本部員（以下「対策本部員」という。）その他の職員を置く。

4 5 7 (略)

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第四号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 (略)

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

全保障理事会に報告しなければならない。

(削る)

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

(削る)

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制（以下「事態対処法制」という。）の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確かな実施が確保されたものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態等への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするた

(削る)

めの措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

ニ 輸送及び通信に関する措置

ホ 国民の生活の安定に関する措置

ヘ 被害の復旧に関する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く。）

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ロ 電波の利用その他通信に関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

（事態対処法制の計画的整備）

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

第四章 （略）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊

（削る）

第三章 （略）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十一条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態以外の国及び国民の安全に

重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十二條 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十三條 (略)

(準用)

第二十四條 第三條（第二項、第三項ただし書、第四項及び第七項を除く。）、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「武力攻撃」とあるのは「緊急対処事態における攻撃」と、第四條第一項中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九條第一項中「対処

急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五條 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十六條 (略)

(準用)

第二十七條 第三條（第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。）、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「武力攻撃」とあるのは「緊急対処事態における攻撃」と、第四條中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九條第一項中「対処基本方針」とある

基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

のは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（第六条 関係）

改正案	現行
武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (目的) 第一条 この法律は、武力攻撃事態等において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置及び武力攻撃危機事態において日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。 二・三 (略) 四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する武力	武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (目的) 第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。 二・三 (略) (新設)

攻撃危機事態をいう。

五 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。

六 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊又は武力攻撃危機事態において日米安保条約に従って武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

七 行動関連措置 武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する武力攻撃を排除するために必要な行動）（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するため必要な準備のための同号に規定する武力攻撃を排除するため必要な行動）及び同号に規定する危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針（事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）に基づき、自衛隊その他の指定行政機関（事態対処法第五条第五号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）が実施するものをいう。

（政府の責務）

第三条 政府は、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃事態等においては武力攻撃を排除する目的の範囲内において、武力攻撃危機事態においては武力

（新設）

四 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する行動）（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針（事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。）に基づき、自衛隊その他の指定行政機関（事態対処法第二条第四号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）が実施するものをいう。

（政府の責務）

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであ

攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならない。

(合衆国政府等との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態への対処に関し、日米安保条約に基づきアメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとするほか、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

(情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置（事態対処法第二条第八号に規定する対処措置をいう。）に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第一百五十一条の十一第一項若しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為を

つてはならない。

(合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

(情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置（事態対処法第二条第七号に規定する対処措置をいう。）に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第一百五十一条の十一第一項若しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を

し、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

(行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 事態対策本部長（事態対処法第十一条第一項に規定する事態対策本部長をいう。）は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

2 (略)

(損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両（合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。）により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両

を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

(行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 武力攻撃事態等対策本部長（事態対処法第十一条第一項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。）は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

2 (略)

(損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両（合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。）により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の

その他の物件の破損 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十二条第一項

2
（略）

（土地の使用等）

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定められた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2
5
（略）

破損 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十二条第一項

2
（略）

（土地の使用等）

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定められた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2
5
（略）

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃危機事態」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第四号、同条第五号、同条第七号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。 2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第八号イ・及び・に掲げる措置並びに同号ハ・及び・に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除し又は武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃（事態対処法第二条	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第四号、同条第六号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。 2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第七号イ・及び・に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六

第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。第九条第一項及び第三項において同じ。）を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一項第一号において同じ。）をいう。

3
3
7
（略）

（港湾施設の利用指針）

第六条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2
2
7
（略）

（港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置）

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃の排除を図るため特に必要があるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2
（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行ってもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃若しくは危機事態武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る

年法律第百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一項第一号において同じ。）をいう。

3
3
7
（略）

（港湾施設の利用指針）

第六条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2
2
7
（略）

（港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置）

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2
（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行ってもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可

許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4
(略)

(飛行場施設の利用指針)

第十条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(道路の利用指針)

第十二条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、道路の利用に関する指針（以下この条において「道路の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(海域の利用指針)

第十三条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、海域の利用に関する指針（以下この条、次条及び第二十一条において「海域の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(空域の利用指針)

第十五条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態に

その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4
(略)

(飛行場施設の利用指針)

第十条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(道路の利用指針)

第十二条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、道路の利用に関する指針（以下この条において「道路の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(海域の利用指針)

第十三条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、海域の利用に関する指針（以下この条、次条及び第二十一条において「海域の利用指針」という。）を定めることができる。

2
(略)

(空域の利用指針)

第十五条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の

において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、空域の利用に関する指針（以下この条及び次条において「空域の利用指針」という。）を定めることができる。

2 (略)

(電波の利用指針)

第十七条 対策本部長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、電波の利用に関する指針（以下この条及び次条において「電波の利用指針」という。）を定めることができる。

2 (略)

(電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のものを、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第四百四条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第八号イ・若しくは・に掲げる措置若しくは同号ハ・若しくは・に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 (略)

2 3 4 (略)

(緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、空域の利用に関する指針（以下この条及び次条において「空域の利用指針」という。）を定めることができる。

2 (略)

(電波の利用指針)

第十七条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、電波の利用に関する指針（以下この条及び次条において「電波の利用指針」という。）を定めることができる。

2 (略)

(電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のものを、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第四百四条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第七号イ・若しくは・に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 (略)

2 3 4 (略)

(緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十五条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び武力攻撃危機事態（同条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。以下同じ。）に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 外国軍隊等 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、武力攻撃（武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）又は危機事態武力攻撃（同法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。次号において同じ。）を行っている外	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 外国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 外国軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからヲまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で、武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）上の地域を、武力攻撃危機事態においては外国軍隊等が所在する危機事態武力攻撃を受けている外国の軍隊の属する国の領域又は当該国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。

イㄱヲ （略）

三ㄴハ （略）

（海上自衛隊の部隊による措置）

第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海、外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、同章の規定による措置を命ずることができる。

2 （略）

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃危機事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の

二 外国軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからヲまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。

イㄱヲ （略）

三ㄴハ （略）

（海上自衛隊の部隊による措置）

第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。

2 （略）

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、

定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者（武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第三条第六号に規定する抑留対象者をいう。）がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第三条第四号に規定する抑留対象者をいう。）がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。 （基本原則） 第二条 国は、武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならぬ。 2 （略） 3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は危機事態武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 （目的） 第一条 この法律は、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的とする。 （基本原則） 第二条 国は、武力攻撃事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。 2 （略） 3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下この条において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 (略)

三 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ・に規定する危機事態武力攻撃をいう。

四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。

五 敵国軍隊等 武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

六 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ・ロ (略)

ハ 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百六号）第二条第三号に規定する外国軍用品等（二において「外国軍用品等」という。）を輸送しているものの乗組員（武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。）

ニ 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機（敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。次号において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 (略)

(新設)

(新設)

三 敵国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

四 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ・ロ (略)

ハ 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百六号）第二条第三号に規定する外国軍用品等（二において「外国軍用品等」という。）を輸送しているものの乗組員（武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。）

ニ 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機（敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する

航空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条・に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ (略)

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの

ト (略)

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール (略)

七 (略)

ハ 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ホ又はヘに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号又に掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十二 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続によ

航空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条・に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ (略)

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの

ト (略)

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール (略)

五 (略)

六 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ホ又はヘに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

七 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

八 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号又に掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により

り第六号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十三ノ二十 (略)

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(以下「出動自衛官」という。)は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃危機事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

(抑留資格認定)

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第六号イからルまでのいずれに該当するか)の認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならない。

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第六号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、

第四号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一ノ十八 (略)

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(以下「出動自衛官」という。)は、武力攻撃が発生した事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。

(抑留資格認定)

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第四号イからルまでのいずれに該当するか)の認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならない。

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第四号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、

併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならぬ。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 (略)

三 抑留資格 (抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第六号イからルまでの区分をいう。以下同じ。)

四・五 (略)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者 (捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官 (防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。) であつて政令で定める者をいう。以下同じ。) は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃又は危機事態武力攻撃に資する行為を行うこと。

併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならぬ。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 (略)

三 抑留資格 (抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第四号イからルまでの区分をいう。以下同じ。)

四・五 (略)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者 (捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官 (防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。) であつて政令で定める者をいう。以下同じ。) は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。

四（略）

（面会の停止等）

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2（略）

（基準の作成）

第三百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一（三）（略）

2 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準（以下「終了時送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二（略）

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を行

四（略）

（面会の停止等）

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2（略）

（基準の作成）

第三百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一（三）（略）

2 防衛大臣は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準（以下「終了時送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二（略）

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲

つていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二（略）

5・6（略）

（重傷病捕虜等の送還）

第三百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2・6（略）

（武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態における衛生要員及び宗教要員の送還）

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

2 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者（次項において「交代要員」という。）に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交

げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二（略）

5・6（略）

（重傷病捕虜等の送還）

第三百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2・6（略）

（武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還）

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

2 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者（次項において「交代要員」という。）に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交

代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者（第三条第六号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4
(略)

（武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了後の送還）

第四百四十一条 (略)

（送還の特例）

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第六号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2
(略)

（領置武器等の帰属）

第五百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

（混成医療委員の指定）

第六百六十八条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他の措置をとるとともに第三百三十七条第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者（以下「混成医療委員」という。）として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機

代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者（第三条第四号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4
(略)

（武力攻撃事態終了後の送還）

第四百四十一条 (略)

（送還の特例）

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2
(略)

（領置武器等の帰属）

第五百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

（混成医療委員の指定）

第六百六十八条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他の措置をとるとともに第三百三十七条第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者（以下「混成医療委員」という。）として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの（以下

2 (略) 関が推薦するもの（以下「外国混成医療委員」という。）二名を指定するものとする。	2 (略) 「外国混成医療委員」という。）二名を指定するものとする。
---	--

○ 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第十条関係）

改正案	現行
（所掌事務等） 第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。 一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）又は武力攻撃危機事態への対処に関する基本的な方針 五 武力攻撃事態等又は武力攻撃危機事態への対処に関する重要事項 六 （略） 七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項 八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項 九 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。） 十 （略） 十一 （略） 十二 重大緊急事態（武力攻撃事態等、武力攻撃危機事態、周辺	（所掌事務等） 第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。 一 国防の基本方針 二 防衛計画の大綱 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針 五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項 六 （略） 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項 （新設） （新設） （新設） 八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。） 九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。） 十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定に

（傍線部分は改正部分）

事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの
イ 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）
ロ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十六條第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、武力攻撃危機事態、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十二号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

(議員)

より第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

(新設)

(新設)

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2
3
4 (略)

第九条 (事態対処専門委員会)
(略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項(同項第九号及び第十号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。)の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3
4
5 (略)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第九号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2
3
4 (略)

第九条 (事態対処専門委員会)
(略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第八号まで及び第十号に掲げる事項(同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。)の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3
4
5 (略)